

フラワープロスTMS株式会社

女性活躍推進法に基づく一般行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2024.3.1～2025.9.30

2. 目標 育児休業取得率100%・男性の育児休業平均取得期間1ヶ月以上を推奨する

《対策》

- 2024年8月 ワーク・ライフ・バランス支援制度マニュアルの作成
- 2024年8月 各種制度の周知
- 2024年8月 対象者、管理職だけでなく、全社員対象に研修実施